

「公益性」に関する考え方の整理と医療計画による位置づけ

◇「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書では、「公益性」の考え方について次のとおり指摘されている。

【「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書（抄）】

- 公益性を取り扱う仕組みの在り方については、新たな判断主体が、出来るだけ裁量の余地の少ない客観的で明確な判断要件に基づき、公益性を有するに相応しい規律のしっかりした法人の受け皿となる透明性の高い仕組みを構築することが適当。
- その際、法人のガバナンスの強化を通じた自律的な監査・監督機能の充実と情報開示の徹底を通じた社会監視の充実を図ること。
- あわせて、公益性を判断する主体が的確な事後チェックを行うことにより、公益性を有する法人の適正な運営を図ること。
- 公益性を有する法人の目的は、積極的に不特定多数の利益の実現を図ることを基本とすることが適当。
- 法人が提供する財・サービスの直接的な受益者が特定の範囲の者に限られない場合、不特定多数の利益の実現が図られていると考えられること。
- 一方で、受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を媒介にして社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合も、不特定多数の利益の実現が図られていると判断することが適当。
- 多数については、必ずしも数の多いことを要件とするのではなく、例えば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究も公益性を有すると考えられることから、その受益の及ぶ範囲も踏まえ、柔軟に解することが適当。
- 公益性を有する法人が行う公益的な事業については、市場経済では適切な供給が困難な財・サービスを提供する事業であることを基本とし、公益目的との関係で、事業による受益の及ぶ範囲が社会的な広がりを有することが適当。
- 事業の内容については、要件をできるだけ客観的で明確なものとし、公益性の有無の予測可能性を高めることが望ましいことから、現行の関連制度も参考にしつつ、具体的な事業を適切に列挙することとし、これに該当する場合は公益性を有すると判断することが望ましいこと。
- また、価値観や社会ニーズが多様化する中、多種多様な公益活動があり得ることから、いわゆるバスケトクローズを設けることとし、列挙された事業に該当しない場合であっても、当該規定に基づき、判断主体において特に認めた事業については、公益性を有するものと判断することが適当。
- 公益を本来的目的とする法人である以上、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めることが必要。

◇また、「医療法人制度改革の基本的な方向性について」では、「公益性」の考え方について次のとおり論点を整理している。

- 住民にとって望ましい医療については、都道府県が作成する医療計画に位置づけることとし、その医療を認定医療法人が担うことによって、医療の公益性を確立することとしてはどうか。あわせて、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すようにしてはどうか。
- 医療計画に位置づけられる医療については認定医療法人の積極的な役割を期待し、特定の分野の医療を担う主体として、認定医療法人を公的医療機関とともに位置づけてはどうか。
- 認定医療法人が行う公益性の高い医療については、当該認定医療法人の事業規模のうち一定の範囲以上占めることとしてはどうか。

◇以上を踏まえ、公益性の高い医療（活動）については、次のようにすることによって、その公益性を判断することとしてはどうか。

☆「公益性の高い医療（活動）」についての考え方

- ・ 公益性の高い医療（活動）については、通常の提供される医療（活動）と比較して、継続的な医療（活動）の提供に困難を伴うものであるにもかかわらず、地域住民にとってなくてはならない医療（活動）であること。
- ・ 公益性の高い医療（活動）の内容については、医療計画に記載すべき医療の内容を規定した医療法第30条の3第2項各号に掲げる事項を基に、法令に基づいた厚生労働大臣告示をもって定めること。
- ・ 厚生労働大臣告示を作成するに当たっては、パブリックコメントなど国民の幅広い意見を聴いて、透明性の高い手続きをもって定めること。
- ・ 厚生労働大臣告示によって定める公益性の高い医療（活動）の内容については例えば別紙のように具体的に例示すること。
- ・ 一方で、公益性の高い医療（活動）については、多種多様なものであること、都道府県によって違いがあること等から、医療法に列挙される事項以外に、都道府県が判断する公益性の高い医療について厚生労働大臣が同意する等の手続きを経ることによって、社会のニーズに適切に対応できるようにすること。
- ・ 厚生労働大臣告示については定期的に見直すこと。

(別紙)

公益性の高い医療（活動）として医療計画に位置づけられるもの（案）

（「公益性の高い医療（活動）」についての基本的な考え方（案））

○通常提供される医療（活動）と比較して、継続的な医療（活動）の提供に困難を伴うもの（☆）であるにもかかわらず、地域住民にとってなくてはならない医療（活動）

☆継続的な医療（活動）の提供に困難を伴う事例

- ①救命のために常時医療を提供するものであること
- ②居住地域や病態の程度にかかわらず等しく医療を提供するものであること
- ③医療従事者に危害が及ぶ可能性が高いにも関わらず提供することが必要な医療であること
- ④患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行うものであること
- ⑤高度な医療技術などの研究開発や質の高い医療従事者の養成であって科学技術の進歩に貢献するものであること

（現時点で考えられる「公益性の高い医療（活動）」（案））

※休日診療、夜間診療等の救急医療

- ・ 周産期医療を含む小児救急医療
- ・ 精神救急医療
- ・ 災害など緊急時に対応する医療（災害医療）

※へき地医療・離島医療

- ・ 重症難病患者に対する継続的な医療
- ・ すべての感染症に係る患者を診療する医療
- ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）など継続的な在宅療養を必要とする患者に対する医療や当該患者の療養環境の向上を図る活動
- ・ 患者を早期に社会復帰に結びつける医療連携に関する活動
- ・ 医療安全及び疾病予防に関する先進的な活動であって、患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行う活動

※質の高い医療従事者の確保・養成に関する活動

- ・ 高度な医療技術を利用した研究開発であって、患者や地域の医療機関に対し当該研究結果情報を無償で提供する活動
- ・ 治療との有機的な連携による治験（活動）

※は既に医療法第30条の3第2項各号に掲げられている事項

(参考)

医療法第30条の3第2項各号に掲げられる事項について

◎医療法（昭和23年法律第205号）

第30条の3 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

四 地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

五 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項

六 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

七 へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項

八 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

3～13 （略）